

平成 29 年 7 月 11 日

高校生保護者 各位

久留米大学附設高等学校
校長 町田 健

平成29年7月豪雨による被災生徒への高校生授業料軽減補助金の適用について
(お知らせ)

この度発生した平成29年7月豪雨により被災した生徒に対する緊急措置として、福岡県より、福岡県高等学校等授業料軽減補助金の支給対象（摘要期間：平成29年7月～平成30年3月）とすることが通達されました。

つきましては、下記の要領により実施いたしますので、該当される方は下記の書類を担任又は事務室まで7月18日までに提出してください。

※添付書類が間に合わない場合は申立書のみ先に提出してください。

記

1 対象者

平成29年7月豪雨により、次のいずれかに該当する高校生徒とする。

- ① 自宅が全壊又は半壊の世帯の生徒。
 - ② 農地・店舗等の損壊、長期避難等により自営業の継続が困難になる等の理由で、世帯の収入額が一定の基準（※1）を下回ることとなる世帯の生徒。
- ※1 市町村発行の課税証明書記載の課税標準額から、被害額を差し引いた額が0円以下となる場合

2 提出書類

- ① 自宅全壊・半壊：
 1. 被害状況を記載した申立書（様式自由）
 2. 市町村発行の罹災証明書または被災証明書
- ② 世帯収入額の減少：
 1. 被害状況を記載した申立書（様式自由）
 2. 市町村発行の罹災証明書又は被災証明書
 3. 収入に関する証明書（市町村発行の課税証明書等）
 4. 被害額が分かるもの（見積書、被害状況等報告書等）
 5. その他、福岡県から追加書類を求められる場合があります

※上記書類2.～4.までは写しで可。

以上